

# 釣り人の皆さんへ

石川県内水面漁業調整規則の一部が平成21年4月30日から変わります。

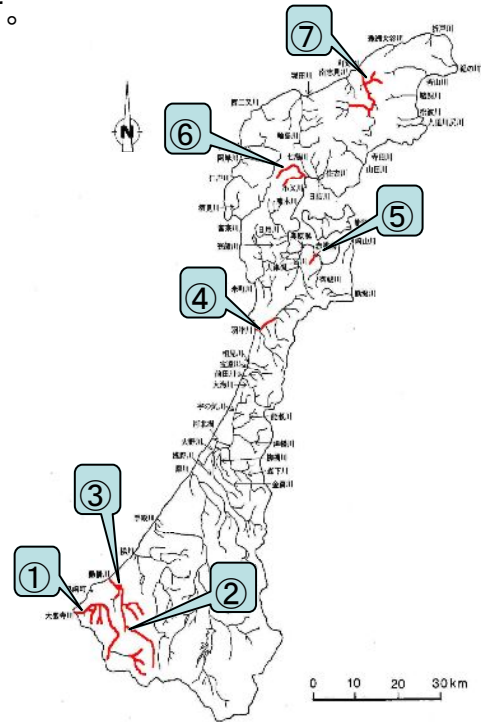
## コイ・フナの採捕禁止期間の廃止

現行の規則では、コイ・フナの採捕禁止期間が5月1日から5月31日となっていますが、この禁止期間が原則として廃止されます。

但し、下記の共同漁業権の水域では、引き続き5月のコイ・フナの採捕は禁止されていますので、注意願います。

- ①大聖寺川(内水面共同漁業権第1号)
- ②動橋川(内水面共同漁業権第2号)
- ③柴山潟(内水面共同漁業権第3号)
- ④邑知潟(内水面共同漁業権第11号)
- ⑤赤浦潟(内水面共同漁業権第12号)
- ⑥小又川(内水面共同漁業権第14号)
- ⑦町野川(内水面共同漁業権第25号)

※⑦はコイのみ禁止

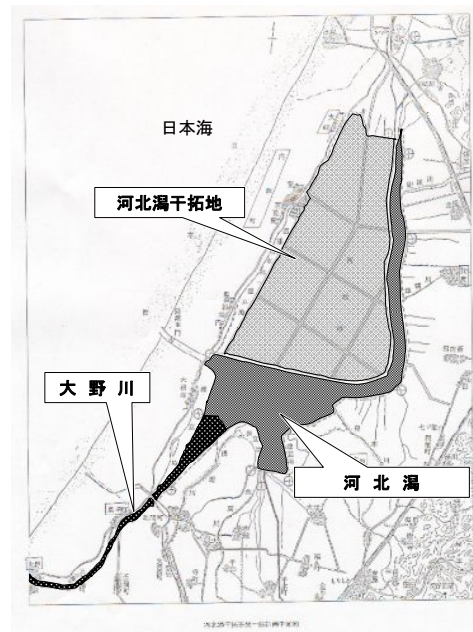


## 河北潟及び大野川では、許可なく投網・刺し網ができません！

河北潟及び大野川において許可なく投網や刺し網など\*を行うと罰せられます。

河北潟及び大野川の魚類資源を守るため、皆様のご理解をお願いします。

\* : まき網・敷網・ふくろ網・無動力船を使用して行う船びき網  
・無動力船を使用して行う小桁網・つきいそ漁法・す建網  
も含まれます。



石川県農林水産部水産課 TEL 076-225-1653